

工 事 概 要

施工面積				m ²	12,000
高中木整枝工	式	1	樹木伐採・抜根工	式	1
運搬処理工	式	1			

施 工 理 由

本工事は、東野公園球技場エリアの樹木の剪定、伐採等を行うものである。					
------------------------------------	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年8月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年8月	
基 準 適 用 年 月	2025年8月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	09:公園工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。（「京都市建設局週休２日工事実施要領」に係る通期の週休２日（４週８休以上）補正を含む。）

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
樹木管理工	高中木整枝工	基本剪定 常緑広葉樹 E	幹周100cm以上125cm未満		本	29,580	施工費	
		基本剪定 常緑広葉樹 F	幹周125cm以上150cm未満		本	48,300	施工費	
		基本剪定 常緑広葉樹 G	幹周150cm以上175cm未満		本	79,180	施工費	
		基本剪定 常緑広葉樹 H	幹周175cm以上200cm未満		本	116,300	施工費	
		基本剪定 常緑広葉樹 I	幹周200cm以上225cm未満		本	163,400	施工費	
		基本剪定 落葉広葉樹 E	幹周100cm以上125cm未満		本	37,530	施工費	
		基本剪定 落葉広葉樹 F	幹周125cm以上150cm未満		本	55,520	施工費	
		基本剪定 落葉広葉樹 G	幹周150cm以上175cm未満		本	82,690	施工費	
		基本剪定 落葉広葉樹 H	幹周175cm以上200cm未満		本	113,400	施工費	
		基本剪定 落葉広葉樹 I	幹周200cm以上225cm未満		本	160,000	施工費	
公園施設等撤去・移設工	樹木伐採・抜根工	支障木伐採A	幹周25cm未満		本	3,145	施工費	
		支障木伐採B	幹周25cm以上50cm未満		本	6,431	施工費	
		支障木伐採C	幹周50cm以上75cm未満		本	17,380	施工費	
		支障木伐採D	幹周75cm以上100cm未満		本	29,900	施工費	
		支障木伐採E	幹周100cm以上125cm未満		本	45,180	施工費	
		支障木伐採F	幹周125cm以上150cm未満		本	73,760	施工費	
		支障木伐採G	幹周150cm以上175cm未満		本	91,590	施工費	
		支障木伐採H	幹周175cm以上200cm未満		本	130,000	施工費	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。（「京都市建設局週休２日工事実施要領」に係る通期の週休２日（４週８休以上）補正を含む。）

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
		根株撤去A	根元周40cm未満		本	6,218	施工費	
		根株撤去B	根元周40cm以上75cm未満		本	11,330	施工費	
		根株撤去C	根元周75cm以上112cm未満		本	23,840	施工費	
		根株撤去D	根元周112cm以上150cm未満		本	40,530	施工費	
		根株撤去E	根元周150cm以上		本	82,220	施工費	
	運搬処理工	処分費（枝葉）			t	12,000	処分費	管理費区分T
		処分費（幹）			t	1,000	処分費	管理費区分T
		処分費（根株）			t	18,000	処分費	管理費区分T

設計内訳書（本01）

工事名	東野公園球技場樹木管理工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基盤整備		式	1				
樹木管理工		式	1				
高中木整枝工		式	1				
基本剪定 常緑広葉樹 E	幹周100cm以上125cm未満	本	3				
基本剪定 常緑広葉樹 F	幹周125cm以上150cm未満	本	3				
基本剪定 常緑広葉樹 G	幹周150cm以上175cm未満	本	3				
基本剪定 常緑広葉樹 H	幹周175cm以上200cm未満	本	3				
基本剪定 常緑広葉樹 I	幹周200cm以上225cm未満	本	1				
基本剪定 落葉広葉樹 E	幹周100cm以上125cm未満	本	3				
基本剪定 落葉広葉樹 F	幹周125cm以上150cm未満	本	3				
基本剪定 落葉広葉樹 G	幹周150cm以上175cm未満	本	3				
基本剪定 落葉広葉樹 H	幹周175cm以上200cm未満	本	3				
基本剪定 落葉広葉樹 I	幹周200cm以上225cm未満	本	1				

設計内訳書（本01）

工事名	東野公園球技場樹木管理工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
公園施設等撤去・移設工			式	1				
樹木伐採・抜根工			式	1				
支障木伐採A	幹周25cm未満	本	9					
支障木伐採B	幹周25cm以上50cm未満	本	42					
支障木伐採C	幹周50cm以上75cm未満	本	35					
支障木伐採D	幹周75cm以上100cm未満	本	20					
支障木伐採E	幹周100cm以上125cm未満	本	17					
支障木伐採F	幹周125cm以上150cm未満	本	4					
支障木伐採G	幹周150cm以上175cm未満	本	2					
支障木伐採H	幹周175cm以上200cm未満	本	1					
根株撤去A	根元周40cm未満	本	39					
根株撤去B	根元周40cm以上75cm未満	本	47					
根株撤去C	根元周75cm以上112cm未満	本	33					

設計内訳書（本01）

工事名	東野公園球技場樹木管理工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
根株撤去D	根元周112cm以上150cm未満	本	8				
根株撤去E	根元周150cm以上	本	3				
運搬処理工		式	1				
木くず積込・木くず運搬（枝葉）		t	64				（概）
木くず積込・木くず運搬（幹）		t	59				（概）
木くず積込・木くず運搬（根株）		t	20				（概）
処分費（枝葉）		t	64				
処分費（幹）		t	59				
処分費（根株）		t	20				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	30				
概略発注工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	東野公園球技場樹木管理工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 11.9%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 東野公園球技場樹木管理工事
工事場所 京都市山科区東野八反畑町 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>)に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40％以内とし、中間前払金は、同様に20％以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第5条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事現場は供用中の都市公園内であるうえ、住宅地に位置し、中学校にも近接していることから、公園利用者の安全や周辺環境への配慮のため騒音や飛び石等に注意し、住民等から問い合わせがあった場合は丁寧に対応すること。

また、作業範囲内に公園利用者の進入がないよう、作業範囲にあたる区間の起終点をカラーコーン及びバーで閉鎖するとともに、作業車両も囲むこと。公園利用者が付近を通行する時には注意喚起し、誤って作業範囲内に進入した時には、すみやかに作業範囲外に誘導すること。

- 2 各工種の対象となる樹木については生育状況などを踏まえて判断するため、監督職員との立会確認を行ったうえで決定し、施工すること。

第6条（施工時間）

施工時間は、昼間施工とする。ただし、関係機関等との協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第7条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者や東野公園所管部署（文化市民局市民スポーツ振興室）、及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
工事範囲周辺	1 名	交通誘導警備員 B 1 名	昼 間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第8条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
対象樹木の確認	各工種の対象樹木を特定するため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）
保安施設設置状況	事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。
ダンプトラックの過積載状況の確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない）。

4 建設副産物に関する事項

第9条（建設副産物の適正処理）

1 一般廃棄物が発生する場合の対応

本工事で発生した資源化可能な剪定枝等については、京都市の再生処分の許可を持つ資源化施設に可能な限り搬入し、リサイクルすること。ただし、病害虫に侵食された樹木については、この限りではない。

以下に示す建設副産物の受入場所は、積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。（京都市一般廃棄物処分業許可業者については、京都市環境政策局循環型社会推進部のホームページにて確認できる。）

建設副産物	受入場所	備 考
発生木材 （枝葉）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 保留地番号第 45-1-2 号地	設計運搬距離 L = 11.9km
発生木材 （幹）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 保留地番号第 45-1-2 号地	設計運搬距離 L = 11.9km
発生木材 （根株）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 保留地番号第 45-1-2 号地	設計運搬距離 L = 11.9km

5 その他事項

第10条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書（発生木材の処分量を含む）については、工期末の1.5か月前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第11条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第12条（出来形管理）

監督職員より配付された平面図に、工種、樹種、幹回り、ランク等を記入し、樹種ごとにランク別本数を表にして提出すること。

第13条（作業上の留意事項）

1 本業務においては、対象となる植物の特性や当該作業の目的及び、対象植物に及ぼす影響の強さ等を十分に理解し、生き物である植物に対して、細心の注意を払って実施すること。

2 作業時等において、クビアカツヤカミキリの成虫を発見した場合は、踏みつぶす等により殺処分※を行うこと（※ 生きたまま移動させると法律違反となる）。また、成虫の写真を撮影し、速やかに京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課（TEL：075-222-3951）及び監督職員に報告したうえで、写真、樹種、発見場所・日時の情報をそれぞれ提出すること。

クビアカツヤカミキリと疑われる昆虫やその痕跡（フラス）を発見された場合においても同対応を行うこと。

3 基本剪定

(1) 樹木の骨格形成を目的とする剪定で、樹木の特性に応じ最も適切な方法により行う。管理上特に必要となる場合を除き自然形仕立てとする。

(2) 若木の剪定は、将来の主枝の配置を考慮し、不必要な枝は幹際から切除すること。

(3) 切り口はきれいに仕上げ、切断面（直径10cm以上、サクラ類は直径5cm以上）には、切断後

すぐに癒合剤を塗布すること。

(4) 剪定位置は、外芽の直上で、カックイを残してはならない。

(5) 腐朽の原因となるブツ切りは行ってはならない。

4 支障木伐採

支障木とは、樹木管理上または利用上、不必要あるいは危険な樹木をいう。支障木伐採は地上部の伐採処分までの作業であり、根株は、監督員から特別の指示がない限り地際から 30cm～40cm 程度の高さで残し、面取りを行うなど利用者に危険のないよう処理すること。

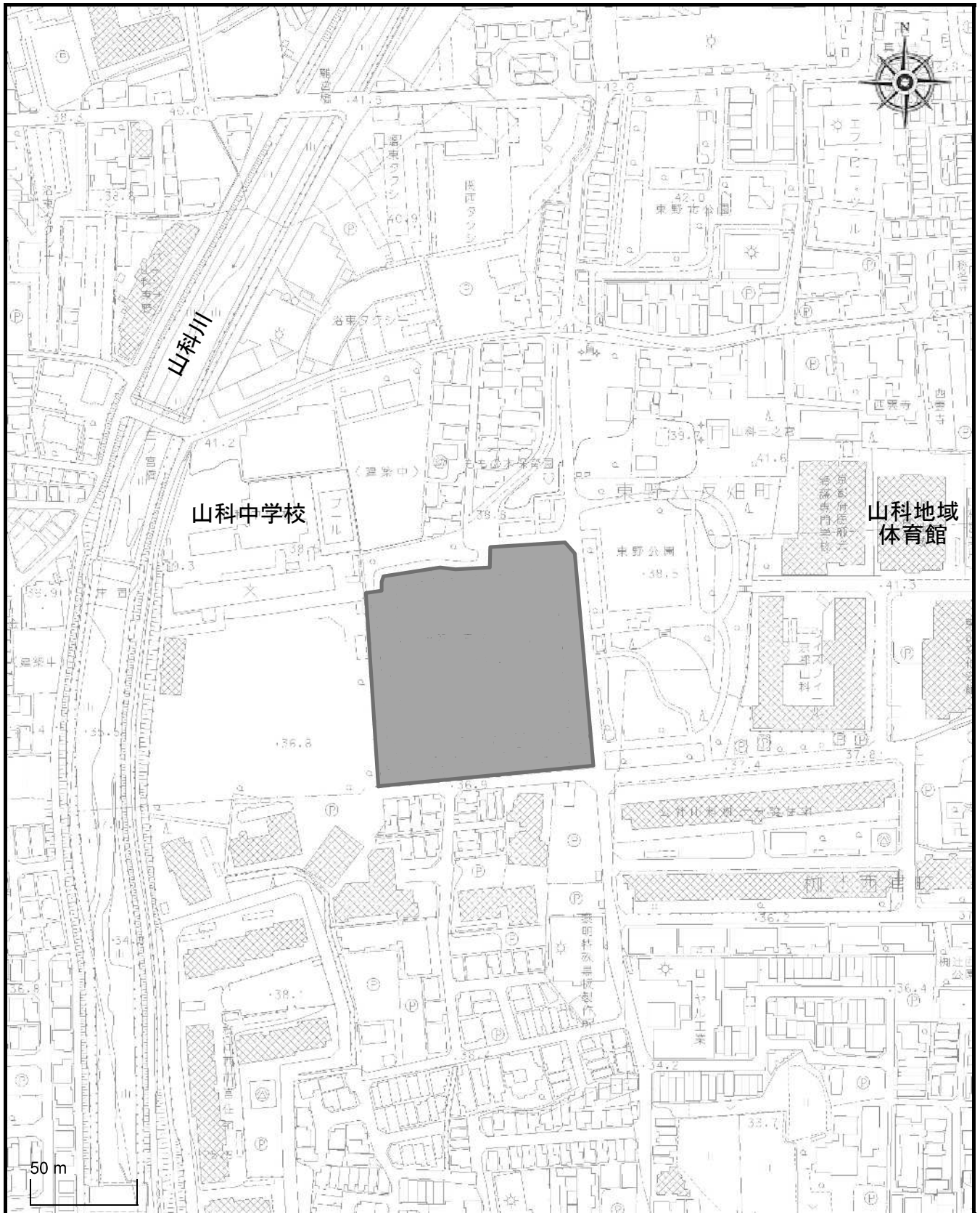
5 根株撤去

(1) 根株を撤去処分する作業であり、掘上げ後は山土で埋戻しを行い、沈下が起らぬよう十分に締固めておくこと。

(2) 作業に際しては、縁石や水道管等の公園施設を損傷させぬよう充分注意をはらうこと。損傷させた場合は、監督職員に報告のうえ、責任をもって補修を行うこと。

位置図

京都市山科区東野八反畑町 地内



：工事箇所